

## 第4編 今後の検討事項

協議会は、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項を以下に示す。

- ・富士山ハザードマップの見直し

現在の富士山ハザードマップが公表されてから10年以上経過していることから、その後の新たな知見や技術などを考慮し、融雪型火山泥流の避難対象エリアの提示等、ハザードマップの見直しの検討を行う。

- ・堅牢な建物の基準及び指定方法

本計画では、融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流の避難先を堅牢な建物と定義しており、建物の構造や強度など指定基準の検討を行う。

- ・広域避難路等の堆積物の除去

噴火後における広域避難路等の確保には堆積物（火山灰や流下物）の除去が必要となる。本計画では除灰方法については具体的に記載したが、流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）による堆積物の除去方法については具体的な記載までは及んでいないため、今後検討を行う。また火山灰の処分方法についても、同様に今後検討を行う。

- ・突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策

平成26年9月の御嶽山の噴火災害を受けて、富士山における突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策の検討を行う。

- ・大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画

本計画では、大規模な溶岩流の流下を想定した3ライン同時避難まで検討したが、これに加えて、大規模な溶岩流と大量の降灰などの火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画の検討を行う。

- ・連続災害（巨大地震後の火山噴火など）を想定した避難計画

本計画は、富士山噴火が単独で発生する「単独災害」を前提としているが、巨大地震後に富士山が噴火するケースなどの「連続災害」を想定した避難計画の検討を行う。

・避難対象者の受入先の確保

避難対象者の避難先となる市町村を予め指定できるよう受入先の確保に努める。また、複合的な火山現象や連続災害が発生した場合、県内市町村の受入避難所の確保が困難になることから、他の都道府県の避難者受入先の確保について検討を行う。